

資料 3

資料（調查票）

男女が平等に人として尊重される「ふるさと岐阜」をつくり上げるために

男女共同参画に関する県民意識調査

平成29年8月
岐阜県

《調査ご協力のお願い》

日頃から県政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

県では、男女が平等に人として尊重され、ともにいきいきと暮らせる社会づくりを目指しています。

この調査は、県民の皆様に男女共同参画に関するお考えやご意見などをお伺いし、「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」の改定や今後の施策推進の基礎資料とする目的に実施する大切な調査です。ご回答いただく方は、県内に居住する満18歳以上70歳未満の方2,000人（男女各1,000人）を無作為に選ばせていただきました。

この調査票は無記名でご回答いただき、記入された内容は、すべて統計的な数値として処理するため、あなたのご回答やご意見が外部にもれたり、本調査以外の目的に使用することは一切ございませんので、率直なご意見をお聞かせください。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、最終ページに用語解説を掲載しておりますので参考にしてください。

《ご記入にあたってのお願い》

- ・封筒のあて名の方ご本人が回答してください。ご本人によるご回答が困難な方は、ご家族などのご協力により回答してください。
- ・回答は、該当する番号に○を付けてください。なお、「性別」について3を選ばれた場合及び各設問で「その他」を選ばれた場合は、番号に○を付けるとともに、（　　）内に具体的な内容を記入してください。
- ・設問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、説明にしたがって回答してください。

《調査票の返送方法について》

- ・お手数ですが、記入していただいた調査票は、無記名のまま同封の返信用封筒に入れ、平成29年8月30日（水）までに投函してください（切手は不要です。）。

※本調査について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

岐阜県 健康福祉部 子ども・女性局 女性の活躍推進課 男女共同参画係

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1

電話：058-272-8236（直通）

FAX：058-278-2611

はじめに

調査を統計的に分析するために、あなたご自身のことについておたずねします。
該当する番号に○を付けてください。

① あなたの性別は、次のどれにあたりますか。（ご自身が認識する性でお答えください。）

1. 男性

2. 女性

3. ()

② あなたの年齢は、次のどれにあたりますか。

1. 18歳、19歳

2. 20歳～29歳

3. 30歳～39歳

4. 40歳～49歳

5. 50歳～59歳

6. 60歳～69歳

(平成29年8月1日現在の満年齢でお答えください。)

③ あなたの職業は、次のどれにあたりますか。

(1～15のうち1つに○を付けてください。)

※出産休暇や育児休業中の方も、働いているものとお考えください。

自 営 業 者	1. 農・林・漁業 2. 商工・サービス業（各種卸・小売店、飲食店等サービス業） 3. 自由業（開業医、弁護士等）
---------	---

家族従業員	4. 農・林・漁業 5. 商工・サービス業（各種卸・小売店、飲食店等サービス業） 6. 自由業（開業医、弁護士等）
-------	---

雇 用 者	7. 管理職 8. 専門・技術職 9. 事務職 10. 販売・サービス・保安職 11. 農林漁業職 12. 生産・輸送・建設・労務職	→	その仕事は	1. 常勤（フルタイム） 2. パートタイム (パートやアルバイト) 3. その他（ ）
-------	---	---	-------	---

※7～12にあたる場合は、右の欄の1～3のうち1つに○を付けてください。

無 職	13. 主婦・主夫 14. 学生 15. その他の無職
-----	-----------------------------------

- ④ あなたには配偶者がいますか。（婚姻届を出していない事実婚を含む。）
 （1～4のうち1つに○を付けてください。）

1. 未婚	2. 配偶者あり	3. 配偶者と離別	4. 配偶者と死別
-------	----------	-----------	-----------

次の⑤は、④で「2. 配偶者あり」に○を付けた方のみお答えください。

- ⑤ あなたの配偶者の職業は、次のどれにあたりますか。
 （1～15のうち1つに○を付けてください。）
 ※配偶者が出産休暇や育児休業中の方も、働いているものとお考えください。

自 営 業 者	1. 農・林・漁業 2. 商工・サービス業（各種卸・小売店、飲食店等サービス業） 3. 自由業（開業医、弁護士等）
---------	---

家 族 従 業 員	4. 農・林・漁業 5. 商工・サービス業（各種卸・小売店、飲食店等サービス業） 6. 自由業（開業医、弁護士等）
-----------	---

雇 用 者	7. 管理職 8. 専門・技術職 9. 事務職 10. 販売・サービス・保安職 11. 農林漁業職 12. 生産・輸送・建設・労務職		その仕事は	1. 常勤（フルタイム） 2. パートタイム （パートやアルバイト） 3. その他（　　）

※7～12にあたる場合は、右の欄の1～3のうち1つに○を付けてください。

無 職	13. 主婦・主夫 14. 学生 15. その他の無職
-----	-----------------------------------

次の質問からは、すべての方がお答えください。

- ⑥ あなたの家族構成は、次のどれにあたりますか。

1. 単身世帯（ひとり暮らし）※単身赴任は除く 3. 2世代世帯（親と子） 5. その他の世帯（　　）	2. 1世代世帯（夫婦のみ） 4. 3世代世帯（親と子と孫）
---	-----------------------------------

⑦ あなたには、同居しているお子さんがいますか。

1. いる

2. いない

次の⑧は、⑦で「1. いる」に○を付けた方のみお答えください。

⑧ あなたの子さんは次のどれにあたりますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

1. 未就学児

2. 小学生

3. 中学生以上の学生

4. その他

次の⑨は、すべての方がお答えください。

⑨ あなたの住まいの地域は、

1. **岐阜地域**

(岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡)

2. **西濃地域**

(大垣市、海津市、不破郡、養老郡、安八郡、揖斐郡)

3. **中濃地域**

(関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡)

4. **東濃地域**

(多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市)

5. **飛騨地域**

(高山市、飛騨市、下呂市、大野郡)

※ 引き続き、次のページからの「男女共同参画」に関する質問にご協力ください。

I 男女平等に関する意識についておたずねします。

問1 次にあげる8つの分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。
AからHまで、それぞれ該当する番号（1～6）1つに○を付けてください。

	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない
A 家庭生活	1	2	3	4	5	6
B 職場	1	2	3	4	5	6
C 地域活動の場	1	2	3	4	5	6
D 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
E 法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
F 社会通念・慣習・しきたり	1	2	3	4	5	6
G 政治の場	1	2	3	4	5	6
H 社会全体として	1	2	3	4	5	6

問2 今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるためには、どのようなことが重要だと思いますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるもの改めること
2. 女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・習慣・しきたり改めること
3. 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること
4. 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービス充実を図ること
5. 労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方を確保すること
6. 行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度採用・充実すること
7. その他（ ）
8. わからない

問3 次にあげるAからOまでの言葉のうち、その内容について、知っているものは1に、内容は知らないが聞いたことがあるものは2に、知らないものは3に○を付けてください。

	内容を 知っている	内容は知らな いが、聞いた ことはある	知らない
A 男女共同参画社会	1	2	3
B ポジティブ・アクション (積極的改善措置)	1	2	3
C ジェンダー (社会的・文化的につくられた性別)	1	2	3
D ドメスティック・バイオレンス (DV : 配偶者・パートナーからの暴力)	1	2	3
E 男女共同参画社会基本法	1	2	3
F 岐阜県男女が平等に人として尊重される 男女共同参画社会づくり条例	1	2	3
G 岐阜県男女共同参画計画	1	2	3
H 女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律（「女性活躍推進法」）	1	2	3
I 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護に関する法律（配偶者暴力防止法）	1	2	3
J 岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護に関する基本計画	1	2	3
K 女子差別撤廃条約	1	2	3
L 雇用の分野における男女の均等な機会及 び待遇の確保等に関する法律 (男女雇用機会均等法)	1	2	3
M 育児休業、介護休業等育児又は家族介護 を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法)	1	2	3
N ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	1	2	3
O 性自認、性的指向、LGBT	1	2	3

問4 「男は仕事、女は家庭」に代表されるように、性別によって男女の役割を決めるような考え方についてどのように思いますか。該当する番号1つに○を付けてください。

1. 「男は仕事、女は家庭」がよい
2. 男女とも仕事をするが、家事・育児・介護は女性の役割である
3. 男女とも仕事をし、家事・育児・介護の役割も分かれ合うのがよい
4. 「女は仕事、男は家庭」がよい
5. その他 ()

II 家庭生活・結婚・家庭観についておたずねします。

問5 結婚、家庭、離婚について、あなたのご意見を伺います。

AからEまで、それぞれ該当する番号（1～5）1つに○を付けてください。

	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	わからない
《結婚について》 A 結婚は個人の自由であるから、結婚しても、しなくてもよい	1	2	3	4	5
《家庭について》 B 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
C 女性は結婚したら、自分自身のことよりも、夫や子どもなど家族を中心に考えて生活する方がよい	1	2	3	4	5
D 結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
《離婚について》 E 結婚したら、離婚してはいけない	1	2	3	4	5

次の問6は、配偶者がいる方（婚姻届を出していない事実婚を含む。）のみお答えください。

問6 あなたの家庭では、次のAからEのことについて、主として誰が行っていますか。

AからEまで、それぞれ該当する番号（1～6）1つに○を付けてください。

	夫	妻	夫婦平等	家族全員	その他の人	該当なし
A 家事（炊事・洗濯・掃除等）	1	2	3	4	5	△
B 育児（子どもの世話、教育・しつけ等）	1	2	3	4	5	6
C 高齢者等の介護	1	2	3	4	5	6
D 地域活動	1	2	3	4	5	△
E 生活費の確保	1	2	3	4	5	△

次の問6－2は、配偶者がいる方（婚姻届を出していない事実婚を含む。）で、現在、職業に就いている方のみお答えください。

問6－2 あなたが家事・育児・介護に携わる時間は、一日あたりどれくらいですか。

勤務日と勤務日以外の日について、それぞれ該当する番号（1～6）1つに○を付けてください。

	全くなし	30分未満	30分～1時間未満	1時間～3時間未満	3時間～5時間未満	5時間以上
①勤務日	1	2	3	4	5	6
②勤務日以外の日	1	2	3	4	5	6

III 就労・働き方についておたずねします。

次の問7及び問8は、現在、職業に就いている方のみお答えください。

問7 あなたの働き方について、希望に最も近いものは次のどれですか。該当する番号
1つに○を付けてください。

1. 家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念したい
2. 家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させたい
3. 家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させたい
4. 仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させたい
5. 仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念したい
6. わからない

問8 あなたの働き方について、現在の状況に最も近いのは次のどれですか。該当する
番号1つに○を付けてください。

1. 家庭生活や地域活動よりも、仕事に専念している
2. 家庭生活や地域活動にも携わるが、仕事を優先させている
3. 家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させている
4. 仕事にも携わるが、家庭生活や地域活動を優先させている
5. 仕事よりも、家庭生活や地域活動に専念している
6. わからない

次の問9は、現在、職業に就いている方のみお答えください。

問9 あなたが働いているのは、どのような理由からですか。該当する番号すべてに○を付けてください。

1. 生計を維持するため	2. 家計を補助するため
3. 住宅ローンなど借金返済のため	4. 子の教育資金を得るため
5. 将来に備えての貯蓄のため	6. 自分で自由に使えるお金を得るため
7. 生き甲斐を得るため	8. 自分の能力や資格を活かすため
9. 視野を広げたり、友人を得るため	10. 社会に貢献するため
11. 仕事が好きだから	12. 働くことは当然のことだから
13. 時間に余裕があるから	14. 家業であるから
15. その他（ ）	16. わからない

次の問10は、現在、職業に就いていない方のみお答えください。

問10 あなたが働いていないのは、どのような理由からですか。該当する番号すべてに○を付けてください。

1. 経済的に働く必要がないから	2. 他にやりたいことがあるから
3. 家庭にいるのが当たり前だから	4. 家事負担が大きいから
5. 子育てのため	6. 健康上の理由から
7. 希望の職が見つからないから	8. 家族が働くことを望まないから
9. 家族の介護のため	10. 在学中
11. 高齢だから	12. 働くことに向いていない（嫌い）
13. 働きたいけれど、何をしたら良いのか分からない	
14. その他（ ）	15. わからない

次の問11から問13までは、すべての方がお答えください。

問11 一般的に女性が職業に就くことについて、あなたはどうお考えですか。該当する番号1つに○を付けてください。

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 女性は職業に就かない方がよい |
| 2. 結婚するまでは、職業に就く方がよい |
| 3. 子どもができるまでは、職業に就く方がよい |
| 4. 子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい |
| 5. 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業に就く方がよい |
| 6. その他（ ） |
| 7. わからない |

問12 今後、男性が女性とともに、家事、子育て、介護、地域での活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。該当する番号すべてに○を付けてください。

- | |
|--|
| 1. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと |
| 2. 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと |
| 3. 夫婦や家族間のコミュニケーションを良く図ること |
| 4. 年長者やまわりの人が、夫婦の役割分担等について、当事者の考え方を尊重すること |
| 5. 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域での活動について、その評価を高めること |
| 6. 労働時間の短縮や休暇を取りやすい環境を整備することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること |
| 7. 在宅勤務やフレックスタイム制度など、柔軟な働き方が可能になること |
| 8. 男性が子育てや介護、地域での活動を行うための、仲間づくりを進めること |
| 9. 仕事と家庭や地域での活動との両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口があること |
| 10. その他（ ） |
| 11. 特に必要なことはない |